

職 発 0506 第 6 号

平成 28 年 5 月 6 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長

(公 印 省 略)

平成 28 年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等について

「平成 28 年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成 28 年政令第 213 号。以下「令」という。別添 1 参照。）が、平成 28 年 5 月 2 日付で公布され、同日から施行された。このため、平成 28 年熊本地震による災害について、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成 8 年法律第 85 号。以下「法」という。別添 2 参照。）の規定の一部が適用されることとなった。具体的には、法第 2 条第 1 項の「特定非常災害」として平成 28 年熊本地震による災害が指定（特定非常災害発生日：平成 28 年 4 月 14 日）され、その被害者の権利利益の保全等を図るため、行政上の権利利益に係る満了日の延長（法第 3 条）及び期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置（法第 4 条）等を行うこととされた。

これを受けて、平成 28 年 5 月 6 日付で、厚生労働行政に係る法第 3 条第 1 項の措置の対象等を指定するため、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 3 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成 28 年 9 月 30 日とする措置を指定する件」（平成 28 年厚生労働省告示第 221 号。以下「指定告示」という。別添 3 参照。）を告示した。

これらに伴う職業安定行政に関する留意点等は下記のとおりであるので、この内容について御了知の上、関係者への周知など事務取扱いに遺憾なきを期せられたい。

なお、本件については、別添4のとおり内閣府政策統括官（防災担当）及び総務省行政管理局長から依頼があったことを申し添える。

記

第1 行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置（法第3条）

1 指定告示による満了日の延長（法第3条第1項・第2項）

（1）指定告示の対象範囲

令第2条により、平成28年熊本地震による災害に対し、法第3条の行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置を適用することとされ、法第3条第2項に基づき、指定告示により、厚生労働行政に係る当該措置の対象となる法第3条第1項の特定権利利益及び対象者が指定された。

職業安定行政に関するものは、次のとおりである。

① 対象となる特定権利利益及び対象者は、次のとおりである。

対象となる特定権利利益	対象者
職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項の規定に基づく有料の職業紹介事業の許可	特定被災区域（※1）内に有料の職業紹介事業を行う主たる事務所を有する者 （平成28年5月14日から同年9月29日までの間に許可の有効期間が満了する者に限る。）
職業安定法第33条第1項の規定に基づく無料の職業紹介事業の許可	特定被災区域（※1）内に無料の職業紹介事業を行う主たる事務所を有する者 （平成28年5月14日から同年9月29日までの間に許可の有効期間が満了する者に限る。）

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づく労働者派遣事業の許可	特定被災区域（※ 1）内に労働者派遣事業を行う主たる事務所を有する者 （平成 28 年 7 月 15 日から同年 9 月 29 日までの間に許可の有効期間が満了する者（※ 2）に限る。）
障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 50 条第 1 項の規定に基づく障害者雇用調整金の支給	熊本県に主たる事務所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律第 74 条の 2 第 2 項の規定に基づく在宅就業障害者特例調整金の支給	熊本県に主たる事務所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律附則第 4 条第 3 項の規定に基づく報奨金の支給	熊本県に主たる事務所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律附則第 4 条第 4 項の規定に基づく在宅就業障害者特例報奨金の支給	熊本県に主たる事務所を有する者

（※ 1）特定被災区域とは、平成 28 年熊本地震に際し、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村の区域（熊本県、全市町村）である。更新されうるため内閣府防災情報のページ

（http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html）を参照すること。

（※ 2）労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 73 号）附則第 3 条第 1 項の規定により労働者派遣法第 5 条第 1 項の許可を受けたものとみなされる者が該当する。

② 当該措置による延長後の満了日は、平成 28 年 9 月 30 日である。

③ 指定告示による有料又は無料職業紹介及び労働者派遣事業の許可の満了日の延長の措置については、対象となる事業主は現在の許可証のもとで平成 28 年 9 月 30 日まで事業を継続することができる。平成 28 年 10 月 1 日以後、事業を継続する場合、同日付の許可更新が必要となり、有料又は無料の職業紹介事業については、30 日前の平成 28 年 8 月 31 日までに、労働者派遣事業については、3 か月前の平成 28 年 6 月 30 日までに、許可更新の申請を行うものとする。

④ 障害者雇用調整金、在宅就業障害者特例調整金、報奨金及び在宅就業障害者特例報奨金の対策については、別添 5 のとおり、5 月 6 日付けで独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長宛てに通知しているので、別添 5 の内容を御了知いただくとともに、事業主から照会があった際には、別添 5 の内容を説明した上で、必要に応じて事業主から独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に照会していただくよう御対応いただきたい。

2 職業紹介事業及び労働者派遣事業における個別の満了日の延長（法第 3 条第 3 項）

① 法第 3 条第 3 項により、指定告示により指定された特定権利利益及び対象者以外であっても、特定非常災害の被害者から、特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出があったものについては、平成 28 年 9 月 30 日までの期日を指定して個別にその満了日を延長することができる。

② このため、特定被災区域に主たる事務所を有さない有料又は無料の職業紹介事業並びに労働者派遣事業の事業主から、上記の措置の申出があった場合には、本省において、個別の事情を勘案して、許可を延長することとするため、各労働局において、特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面による満了日の延長の申出があった場

合、当該書面を本省に送付されたい。

第2 期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置（法第4条）

（1）法第4条の措置

令第2条により、平成28年熊本地震による災害に対し、法第4条の期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置を適用することとされ、当該免責に係る期限は、平成28年7月29日とされた。

このため、平成28年4月14日から平成28年7月28日までの間に法令に規定されている履行期限が到来する義務については、平成28年熊本地震による災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかった場合において、当該義務が平成28年7月29日までに履行されたときは、当該義務が平成28年熊本地震による災害により履行されなかったことについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任は問われない。

当該措置は、全国の区域について、平成28年熊本地震による災害による場合に適用される。

職業安定行政に関するものは、別添6のとおりである。

平成28年熊本地震による災害に起因して義務を履行することができないか否かの判断においては、主たる事務所が被災地にある場合のほか不履行に係る理由が合理的なものである場合（資料の保管が被災地でなされている場合など）は災害によるものと判断する。

なお、本取扱は本来の義務の免除、履行期限の延長を行うものではないことに留意されたい。

その他、判断に疑義がある場合は、適宜、本省に相談されたい。

担当連絡先

【第1の職業紹介事業及び労働者派遣事業並びに

第2のうち別添6の2～6に関する事項】

派遣・有期労働対策部 需給調整事業課

新平、藤原（内線5745）

【第2のうち別添6の1に関する事項】

派遣・有期労働対策部 外国人雇用対策課

伊藤、大塚 (内線5642、5773)

【第1のうち障害者雇用調整金等に関する事項

及び第2のうち別添6の7～16に関する事項】

雇用開発部 障害者雇用対策課

木原、松本、宮北 (内線5855、5831)

【第2のうち別添6の17～23に関する事項】

雇用保険課

大宮、徳永 (内線5346、5752)

【第2のうち別添6の24、25に関する事項】

雇用開発部 高齢者雇用対策課

広瀬、山下 (内線5819、5824)

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(政 令)

○独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令
(二二二)

○平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(二二三)

(省 令)

○独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令(文部科学二五)

(告 示)

○平成二十八年熊本地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る満了日を延長する措置について定める件(国家公安委一五)

本号で公布された法令のあらまし

◇独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令(政令第二二二号)(文部科学省)

1 平成二十八年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由により災害共済給付契約に係る共済掛金を支払うことができない場合における支払期限の延長等について定めることとした。
(附則第一条の三関係)

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(政令第二二三号)(内閣府本府)

1 平成二十八年熊本地震による災害を特定非常災害として指定することとした。(第一条関係)

2 当該特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。(第二条関係)

(一) 行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置

(二) 期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置

(三) 債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置

(四) 相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置

3 この政令は、公布の日から施行することとした。

政 令

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 夏

平成二十八年五月二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉

政令第二百二十二号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第六十二号)第十七条第三項及び第五項(これらの規定を同法附則第八條第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令(平成十五年政令第三百六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第一条の二の次に次の一条を加える。

(平成二十八年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由がある場合における共済掛金の支払期限の延長等)

第三條の三 センターは、平成二十八年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由により、第九条に規定する支払期限までに法第十七条第三項の規定による共済掛金を支払うことができないと認められる学校の設置者があるときは、文部科学大臣の認可を受けてセンターの定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該学校の設置者に係る当該支払期限を延長することができる。この場合において、第十一条中「第九条に規定する支払期限」とあるのは、「附則第一条の三の規定により延長された支払期限」とする。

附則第五條第三項中「及び附則第一条の二」を「並びに附則第一条の二及び第一条の三」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

文部科学大臣 馳 浩

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 菅 義偉

平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御 名 御 夏

平成二十八年五月二日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 菅 義偉

政令第二百十三号

平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項並びに第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として平成二十八年熊本地震による災害を指定し、同年四月十四日を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第六条までに規定する措置を指定する。

（延長期日）

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、平成二十八年九月三十日とする。

（免責期限）

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、平成二十八年七月二十九日とする。

（法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日）

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、平成三十年四月十三日とする。

（相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置に係る地区及び期日）

第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、熊本県の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、平成二十八年十二月二十八日とする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 菅 義偉

総務大臣 山本 早苗

法務大臣 岩城 光英

省

令

○文部科学省令第二十五号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）第六條第二号（同令附則第五條第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月二日

文部科学大臣 馳 浩

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成十五年文部科学省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の二中、「第二十七條」を「同條」に改め、同條の次に次の一条を加える。
（平成二十八年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由がある場合における災害共済給付契約の契約締結期限の延長）
第一条の三 令附則第一条の三の規定により支払期限が延長された学校の設置者に係る第二十七條に規定する契約締結期限は、同條の規定にかかわらず、令附則第一条の三の規定により延長された支払期限とする。
附則第六條中「及び附則第一条の二」を「並びに附則第一条の二及び第一条の三」に改める。
この省令は、公布の日から施行する。

告

示

○国家公安委員会告示第十五号

平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十八年政令第二百十三号）により指定された平成二十八年熊本地震による災害に關し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による特定権利利益に係る満了日を延長する措置について次のとおり定める。

平成二十八年五月二日

国家公安委員会委員長 河野 太郎

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第一項の規定による特定権利利益に係る満了日を延長する措置（以下「満了日延長措置」という。）の対象者は、次の表の上欄に掲げる法令の条項として、平成二十八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域に住所（寄居地）（昭和四十七年法律第百十七号）第五条第四項及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の八第六項の規定による特定権利利益については、その主たる営業所又は主たる事務所のある事務所の所在地）を有する者又は法人であつて同表の下欄に掲げるものとし、満了日延長措置による延長後の満了日は、平成二十八年九月三十日とする。

対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項となる 対象者

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の二第一項第一号	講習修了証明書の交付を受けている者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第一号	現に許可済銃銃を所持している者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第二号	震災、風水害、火災その他の災害により許可済銃銃を亡失し、又は許可済銃銃が滅失した者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第三号	海外旅行、災害その他の他の政令で定めるやむを得ない事情により銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けることができなかった者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第四号	合格証明書の交付を受けている者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第五号	講習修了証明書の交付を受けている者
銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第一項	銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による銃銃又は空気銃の所持の許可（同法第七条の三第二項の規定により更新された許可を除く。）を受けた者

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律

(平成八年六月十四日法律第八十五号)

改正	平成	九年	五月	九日法律第	五〇号
	同	一一年	二月	二日同	第一六〇号
	同	一四年	七月	二日同	第八五号
	同	一六年	六月	二日同	第六七号
	同	一六年	六月	二日同	第七六号
	同	一六年	六月	一八日同	第一二一号
	同	一六年	六月	一八日同	第一二二号
	同	一八年	六月	二日同	第五〇号
	同	一八年	六月	二日同	第九二号
	同	二〇年	五月	三日同	第四〇号
	同	二三年	六月	二四日同	第七四号
	同	二五年	六月	二日同	第五四号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律をここに公布する。

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を

第十九編 災害対策 (特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を

A [日法一〇二二六・七] ㊦

図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長、履行されなかつた義務に係る免責、法人の破産手続開始の決定の特例、相続の承認又は放棄をすべき期間の特例、民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)による調停の申立ての手数料の特例並びに建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)及び景観法(平成十六年法律第十号)による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めるものとする。

(平一六法七六・平一六法一一一・平二五法五四・一部改正)

(特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

第二条 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となつた法人の存立、当該非常災害により相続の承認若しくは放棄をすべきか否かの判断を的確に行うことが困難となつた者の保護、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要があるときは、

当該措置を政令で追加して指定するものとする。

(平二五法五四・一部改正)

(行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置)

第三条 次に掲げる権利利益(以下「特定権利利益」という。)に

係る法律、政令又は内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)

第七条第三項若しくは第五十八条第四項(宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十八条第一項において準用する場合を含む。)

若しくは国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)

第十二条第一項若しくは第十三条第一項の命令若しくは内閣府設置法第七条第五項若しくは第五十八条第六項若しくは宮内庁法第八

条第五項若しくは国家行政組織法第十四条第一項の告示(以下「法令」という。)の施行に関する事務を所管する国の行政機関

(内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法第三条第二項に規定する機関をいう。以下同じ。)の長(当該国の行政機関が内閣府設置

法第四十九条第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会である場合にあつては、当該委員会)は、

特定非常災害の被害者の特定権利利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であつてその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「延長期日」という。)を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとる

ことができる。

一 法令に基づく行政庁の処分(特定非常災害発生日以前に行つたものに限る。)により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

二 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関(国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。)に求めることができる権利であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。

3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関(次項において「行政庁等」という。)は、特定非常災害の被害者であつて、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについて、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

4 延長期日が定められた後、第一項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延長期日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、第一項の国の行政機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠

となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができ。

5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(平一一法一六〇・一部改正)

(期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置)

第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務(以下「特定義務」という。)であつて、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任(過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。)が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限(以下「免責期限」という。)を定めることができる。

2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかったことについて、責任は問われないものとする。

3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要

があると認められるときは、政令で、特定義務の根拠となる法令の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合について準用する。

4 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置)

第五条 特定非常災害によりその財産をもって債務を完済することができなくなった法人に対しては、第二条第一項又は第二項の政令でこの条に定める措置を指定するものの施行の日以後特定非常災害発生日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、破産手続開始の決定をすることができない。ただし、その法人が、清算中である場合、支払をすることができない場合又は破産手続開始の申立てをした場合は、この限りでない。

2 裁判所は、法人に対して破産手続開始の申立てがあつた場合において、前項の規定によりその法人に対して破産手続開始の決定をすることができないときは、当該決定を留保する決定をしなればならない。

3 裁判所は、前項の規定による決定に係る法人が支払をすること

ができなくなったとき、その他同項の規定による決定をすべき第一項に規定する事情について変更があったときは、申立てにより又は職権で、その決定を取り消すことができる。

4 前二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

5 第一項本文の法人の理事又はこれに準ずる者は、特定非常災害発生日から同項に規定する政令で定める日までの間、他の法律の規定にかかわらず、その法人について破産手続開始の申立てをすることを要しない。

(平一六法七六・平一八法五〇・一部改正)

(相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置)

第六条 相続人(次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める者)が、特定非常災害発生日において、特定非常災害により多数の住民が避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた地区として政令で定めるものに住所を有していた場合において、民法(明治二十九年法律第八十九号)第九百十五条第一項の期間(この期間が同項ただし書の規定によって伸長された場合においては、その伸長された期間。以下この条において同じ。)の末日が特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までに到来するときは、同項の期間は、当該政令で定める日まで伸長する。

一 相続人が相続の承認又は放棄をしないで死亡した場合 その者の相続人

二 相続人(前号の場合にあっては、同号に定める者)が未成年者又は成年被後見人である場合 その法定代理人

(平二五法五四・追加)

(民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置)

第七条 特定非常災害により借地借家関係その他の民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに特定非常災害発生日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた者が、当該特定非常災害に起因する民事に関する紛争につき、特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日まで之間に、民事調停法による調停の申立てをする場合には、民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)第三条第一項の規定にかかわらず、その申立ての手数料を納めることを要しない。

(平二五法五四・旧第六条繰下)

(建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)

第八条 建築基準法第二条第三十五号の特定行政庁は、同法第八十五条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第四項に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要があり、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認

めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(平九法五〇・平一四法八五・平一六法六七・平一八法九二・平二〇法四)

○一部改正、平二五法五四・旧第七条線下)

(景観法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)

第九条 市町村長は、景観法第七十七条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第四項に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要がある、かつ、これを存続させても良好な景観の形成に著しい支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(平一六法一一一・追加、平二五法五四・旧第八条線下)

附 則 抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める災害について適用する。

一 第二条及び第七条の規定 平成七年一月一日以後に発生した

災害

二 第三条から第六条までの規定 平成八年四月一日以後に発生した災害

附 則 (平成九年五月九日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、密集市街地における防災街区の整備に関する法律(平成九年法律第四十九号)の施行の日から施行する。

(施行の日)平成九年一月八日)

○中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六

〇)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してさ

れた申請、届出その他の行為とみなす。

- 3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものともみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第一千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第一千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二十一年二月二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第一千三百五条、第一千三百六条、第一千三百二十四条第

二項、第一千三百二十六条第二項及び第一千三百四十四条の規定公布の日

附 則 (平成一四年七月二日法律第八五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一四年政令第三三〇号で平成一五年一月一日から施行)

附 則 (平成一六年六月二日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一七年政令第一九一号で平成一七年六月一日から施行)

附 則 (平成一六年六月二日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、破産法(平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。)の施行の日から施行する。

(施行の日)平成一七年一月一日)

(政令への委任)

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、景観法(平成十六年法律第百十号)の施行の日から施行する。ただし、第一条中都市計画法第八条、第九条、第十二条の五及び第十三条の改正規定、第三条、第五条、第七条から第十条まで、第十二条、第十六条中都市緑地法第三十五条の改正規定、第十七条、第十八条、次条並びに附則第四条、第五条及び第七条の規定は、景観法附則ただし書に規定する日から施行する。

(施行の日)平成一六年二月一七日)

(規定する日)平成一七年六月一日)

(平一六法一一二・一部改正)

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一六年政令第二七四号で平成一六年九月一七日から施行)

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

第十九編 災害対策 (特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律)

三三五・三

の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成一八法律五〇)抄

(政令への委任)

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

(施行の日)平成二〇年二月一日)

(平二三法七四・旧第一項・一部改正)

附 則 (平成一八年六月二日法律第九二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一九年政令第四八号で平成一九年六月二〇日から施行)

附 則 (平成二〇年五月三日法律第四〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二〇年政令第三三六号で平成二〇年十一月四日から施行)

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第十九編 災害対策 (特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律)

三三六

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二五年六月二日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第四条の規定による改正後の特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第六条(新災害対策基本法第百八条の五第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日以後に発生した災害について適用する。

(政令への委任)

第二十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○阪神・淡路大震災についての
特定非常災害の指定及びこれ
に対し適用すべき措置の指定
に関する政令

(平成八年十二月二十六日)
政令第三百五十二号

阪神・淡路大震災についての特定非常災害の指定及びこれに対し
適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

阪神・淡路大震災についての特定非常災害の指定及びこれに
対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための
特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及
び第二項前段の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特
別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定
非常災害として阪神・淡路大震災を指定し、平成七年一月十七日
を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第十九編 災害対策

（阪神・淡路大震災についての特定非常災害の指定及びこれに対し適用すべき
措置の指定に関する政令）

A〔日法一〇二二六・七〕⑤

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第七条
に規定する措置を指定する。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

○東日本大震災についての特定

非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

(平成二十三年三月十三日)
政令 第十九号
改正 平成三年 六月 一日政令第一六〇号
同 二五年 六月 二日同 第一八七号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令 (平二三政一六〇・改称)

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項並びに第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(特定非常災害の指定)

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項の特定非常災害として東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生し

た東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。第六条第一項において同じ。)を指定し、同日を同項の特定非常災害発生日として定める。

(平二三政一六〇・一部改正)

(特定非常災害に対し適用すべき措置の指定)

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第五条まで、第七条及び第八条に規定する措置を指定する。

(平二三政一六〇・平二五政一八七・一部改正)

(延長期日)

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、平成二十三年八月三十一日とする。

(免責期限)

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、平成二十三年六月三十日とする。

(法第五条第一項の政令で定める日)

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、平成二十五年三月十日とする。

(法第七条の政令で定める地区及び期日)

第六条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、東日本大震災に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された同法第二条に規定する市町村の区域(東京都の区域を除く。)とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、平成二十六年二月二十八日とする。

（平二三政一六〇・追加、平二五政一八七・一部改正）

附則

この政令は、公布の日から施行する。

附則

（平成二十三年六月一日政令第一六〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則

（平成二十五年六月二日政令第一八七号）

この政令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省告示第二百二十一号
 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に關し当該延長後の満了日を平成二十八年九月三十日とする措置を次のように指定する。
 平成二十八年五月六日
 厚生労働大臣 塩崎 恭久

対象となる特定権利利益	対象者
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号の規定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定（平成二十八年熊本地震に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（以下「特定被災区域」という。）内に在る保険医療機関又は保険薬局に係るものに限る。）	特定被災区域内に保険医療機関又は保険薬局を有する者
職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の規定に基づく有料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（平成二十八年五月十三日まで当該許可の有効期間が満了する者を除く）
職業安定法第三十三条第一項の規定に基づく無料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（平成二十八年五月十三日まで当該許可の有効期間が満了する者を除く）
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の四第二項の規定に基づく養育里親名簿への登録	特定被災区域内に居住地を有する者
児童福祉法第二十一条の五の三第一項に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
児童福祉法第二十一条の五の五第一項の規定に基づく障害児通所給付費等の通所給付決定	特定被災区域内に居住地を有する者
児童福祉法第二十四条の二第一項に基づく指定障害児入所施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	特定被災区域内の障害児入所施設の開設者
児童福祉法第二十四条の三第四項の規定に基づく障害児入所給付費の入所給付決定	特定被災区域内に居住地を有する者
児童福祉法第二十四条の二十六第一項第一号に基づく指定障害児相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
食品衛生法（昭和二十二年法律第百三十三号）第十三条第一項の規定に基づく総合衛生管理製造過程の承認（特定被災区域内に在る製造所又は加工所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所又は加工所を有する者
食品衛生法第五十二条第一項の規定に基づく営業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条の三第一項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の申請（特定被災区域内において経営される旅館業に係るものに限る。）	特定被災区域内において経営される旅館業を承継する者

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五條第二項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付	毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第四條第一項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業若しくは輸入業又は販売業の登録（特定被災区域内に在る製造所若しくは営業所又は店舗に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所若しくは営業所又は店舗を有する者	医薬品医療機器等法第二十三條の二第二項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事務所を有する者	医薬品医療機器等法第二十三條の二第三項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所を有する者	医薬品医療機器等法第二十三條の二第四項の規定に基づく医療機器等外国製造業者の登録	特定被災区域内にその製造する医療機器等の製造販売業者の主たる事務所がある者	医薬品医療機器等法第二十三條の六第一項の規定に基づく指定高度管理医療機器等に係る登録認証機関の登録（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内において登録認証機関の登録の申請をする者
--	---	-----------------------------	---	------------------	---	------------------	--	---------------------------------------	---	-----------------------------

医薬品医療機器等法第二十三條の二十第一項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事務所を有する者	医薬品医療機器等法第二十三條の二十二第一項の規定に基づく再生医療等製品の製造業の許可（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所を有する者	医薬品医療機器等法第二十三條の二十四第一項の規定に基づく再生医療等製品外国製造業者の認定	特定被災区域内に店舗を有する者	医薬品医療機器等法第二十四條第一項の規定に基づく医薬品の販売業（配製販売業を除く。）の許可（特定被災区域内に在る店舗に係るものに限る。）	特定被災区域内に店舗を有する者	医薬品医療機器等法第二十四條第一項の規定に基づく医薬品の販売業務に係るものに限る。）の許可（特定被災区域内において行われる業務を行う者）	特定被災区域内において業務を行う者	医薬品医療機器等法第三十九條第一項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者	医薬品医療機器等法第四十條の二第二項の規定に基づく医療機器の修理業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者	医薬品医療機器等法第四十條の五第一項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十号）第三條第七項の規定に基づく特別給付金を受ける権利の裁定の請求	特定被災区域内に居住地を有する者	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二條の二第一項の規定に基づく建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）以下「労働者派遣法」という。）第五條第一項の規定に基づく労働者派遣事業の許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（平成二十七年法律第七十三号）附則第三條第一項の規定により労働者派遣法第五條第一項の許可を受けたもののみなされる者であつて、特定被災区域内に主たる事務所を有するもの（平成二十八年七月十四日までに当該許可を受けたもののみなされる者に係る同項の許可の有効期間が満了する者を除く。）
---	------------------	--	------------------	--	-----------------	--	-----------------	--	-------------------	---	------------------	--	------------------	---	------------------	--	------------------	---	------------------	---	---

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条本文の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第四十二条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第四十六条第一項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	介護保険法第五十三条第一項本文の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第五十四条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第五十八条第一項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第六十九条の七第一項の規定に基づく介護支援専門員証の交付	介護保険法第九十四条第一項の規定に基づく介護老人保健施設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	介護保険法第一百五十五条の四十五の三第一項の規定に基づく第一号事業に係る指定事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）以下「障害者総合支援法」という。第十九条第一項の規定に基づく介護給付費等の支給決定	障害者総合支援法第二十九条第一項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定（特定被災区域内に在る事業所又は施設に係るものに限る。）	障害者総合支援法第五十一条の五第一項の規定に基づく地域相談支援給付費等の地域相談支援給付費決定	障害者総合支援法第五十一条の十四第一項の規定に基づく指定一般相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）
特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内の介護老人福祉施設の開設者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内の介護老人保健施設の開設者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内の介護療養型医療施設の開設者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者及び特定被災区域内の障害者支援施設の開設者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者

障害者総合支援法第五十一条の十七第一項第一号の規定に基づく指定一般相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	障害者総合支援法第五十二条第一項の規定に基づく自立支援医療費の支給認定	障害者総合支援法第五十四条第二項の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定（特定被災区域内に在る指定自立支援医療機関に係るものに限る。）	特定ファイブリノゲン製剤及び特定血液凝固因子製剤によるC型肝炎感染者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の平成二十年法律第二号）第七條第一項の規定に基づく追加給付金の支給の請求	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）第八條第一項、第十二條、第十三條第一項、第十四條第一項又は第十五條第一項の規定に基づく医療費又は定期検査手当の支給の請求	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第七條第一項の規定に基づく特定医療費の支給認定	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）第十三條第一項の規定に基づく自立支度金の支給の申請
特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内の指定自立支援医療機関の開設者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者

府政防第608号
総管査第72号
平成28年4月28日

(関係各府省庁等) 殿

内閣府政策統括官 (防災担当)

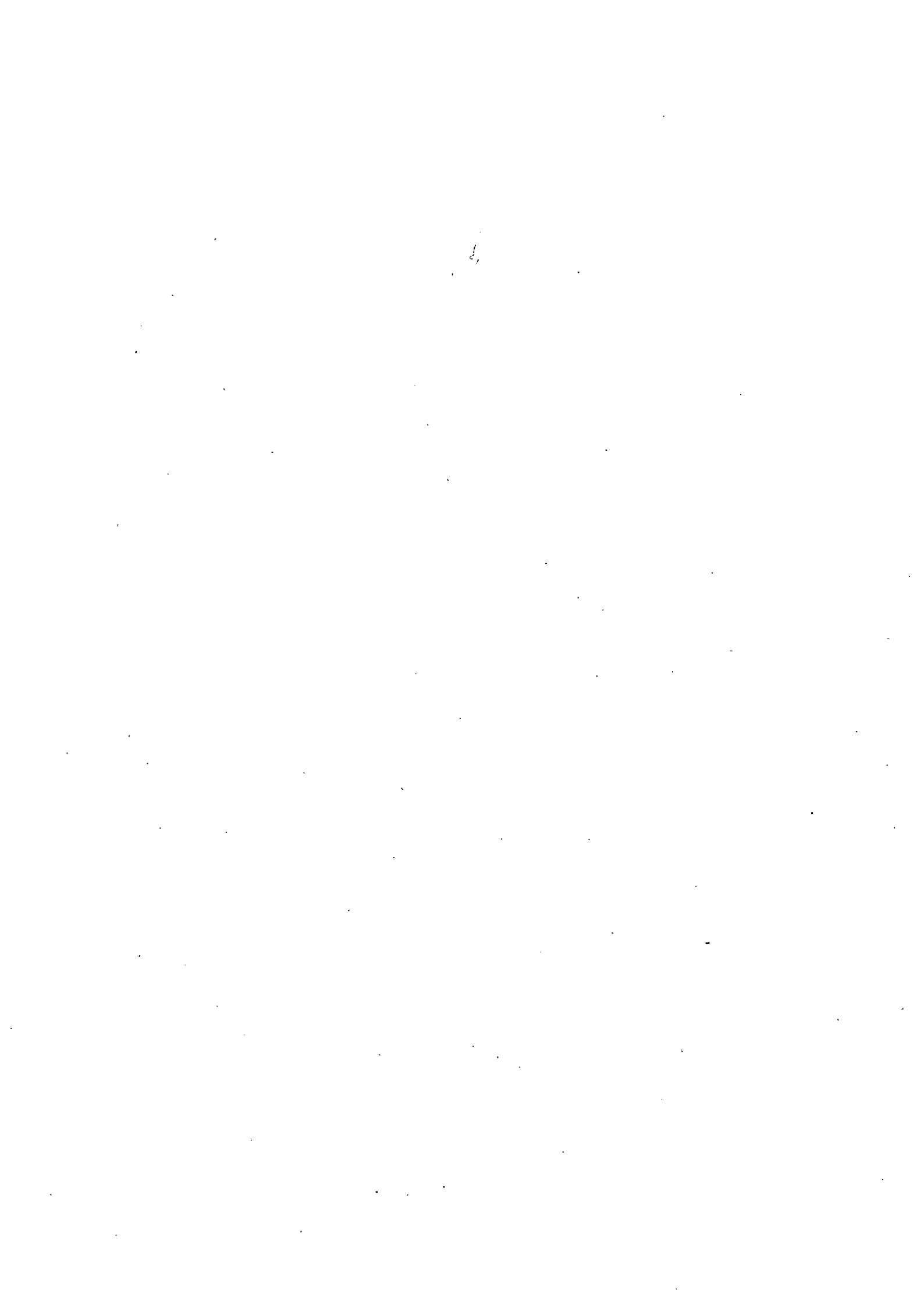
総務省行政管理局長

「平成28年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について (依頼)

標記政令については、平成28年4月28日に閣議決定され、平成28年5月2日に公布・施行される予定です。

つきましては、本政令の緊急性に鑑み、各府省庁等におかれましては、速やかに本政令の趣旨、内容について関係職員への周知徹底を図るとともに、施行後における特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第3条に基づく必要な告示の速やかなる発出及び同法第4条の適切な運用に努めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、今後、告示予定事項等について、地域住民等への情報提供に努めていくこととしておりますが、各府省庁におかれましても、必要に応じ、関係地方公共団体、関係団体、地域住民等へ情報提供方、御配慮くださいますようお願い申し上げます。



職 発 0506 第 1 号
平成 28 年 5 月 6 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成二十八年九月三十日とする措置を指定する件」の制定等について

平成 28 年熊本地震による被害に対する障害者雇用調整金、在宅就業障害者特例調整金、報奨金及び在宅就業障害者特例報奨金（以下「調整金等」という。）関係の対策については、本日、別紙 1 のとおり、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成二十八年九月三十日とする措置を指定する件」（平成 28 年厚生労働省告示第 221 号）が公布され、同日より施行されることとなった。

その内容は下記 1 のとおりであるので、下記 2 及び 3 の内容と併せて御了知の上、貴機構の職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

記

1 申請期限の延長

(1) 申請期限の延長の対象となる調整金等

申請期限の延長の対象となる調整金等は、熊本県全域（以下「指定地域」という。）に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもので、平成 28 年 4 月 14 日から 9 月 29 日までの間に申請期限が到来するものであること。（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 2 項）

(2) 延長後の申請期限

指定地域に係る延長後の申請期限は、平成 28 年 9 月 30 日であること。(法第 3 条第 1 項、第 2 項及び平成 28 年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成 28 年政令第 213 号)第 3 条)

2 個別の申請による申請期限の延長

法第 3 条第 3 項の規定により、指定地域外に主たる事務所の所在地を有する事業主であっても、平成 28 年熊本地震の被害を受けた事業主(以下「被害事業主」という。)から、平成 28 年 4 月 14 日から 9 月 29 日までの間に申請期限が到来する調整金等の申請について、その延長を必要とする理由を記載した書面により申請期限の延長の申出が 9 月 29 日までにあったものについては、9 月 30 日までの期日を指定して個別に当該調整金等の申請期限を延長することができる(法第 3 条第 3 項)。

なお、書面の作成に当たっては、被害事業主に特段の手間をかけることのないよう、延長を求める申請の内容、特定非常災害の被害者である旨等必要な事項が簡潔に記載されていれば、事足りるものとして、貴機構においては、各被害事業主に過大な負担を課さないよう留意すること。

3 相談等に係る対応

被災に伴い、調整金等に関する相談で来所された方に対しては、被害の状況、被害を受けた事業主の事情、心情等に十分配慮し、申請期限の延長が可能であること等を丁寧に説明した上で、適切な対応をするように留意すること。また、別紙 2 の「お知らせ」をホームページに掲載する、窓口で提示・配付するなどにより事業主への周知を図ること。

事業主の皆様へ

障害者雇用調整金等の申請期限の延長についてのお知らせ

平成28年熊本地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い地域の復興をお祈りいたします。

1 障害者雇用調整金等の申請期限の延長について

平成28年熊本地震による被害の甚大さに鑑み、次の①及び②に該当する障害者雇用調整金、在宅就業障害者特例調整金、報奨金及び在宅障害者特例報奨金については、その申請期限が延長されることとなりました。

① 熊本県内に主たる事務所の所在地を有する事業主が申請するもの

② 平成28年4月14日以降に申請期限が到来するもの

2 延長後の障害者雇用調整金等の申請期限について

平成28年9月30日

※ 1、2のほか、①に掲げる地域外に主たる事務所が所在する事業主であって、熊本地震により被害を受けた者である場合には、延長を必要とする理由を記載した書面により、期限の申出を行ったものについても延長することができます。

平成28年5月 日

【お問い合わせ先】

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構

TEL. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための
特別措置に関する法律第4条に関する措置

	措置名	根拠法令
1	外国人雇用状況届出	雇用対策法第28条第1項、雇用対策法施行令第5条、雇用対策法施行規則第10条、第11条及び第12条
2	職業紹介事業報告の提出	職業安定法第32条の16
3	労働者募集報告の提出	職業安定法施行規則第28条第3項
4	労働者供給事業報告の提出	職業安定法施行規則第32条第7項
5	労働者派遣事業報告の提出	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項
6	関係派遣先派遣割合報告の提出	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第3項
7	障害者就業・生活支援センターが名称及び住所並びに事務所の所在地を変更する際の事前届出	障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第3項、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第4条の8
8	障害者就業・生活支援センターの事業計画書及び収支予算書の提出	障害者の雇用の促進等に関する法律第30条第1項、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第4条の11
9	障害者就業・生活支援センターの事業報告書及び収支決算書の提出	障害者の雇用の促進等に関する法律第30条第2項、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第4条の11
10	障害者雇用状況報告	障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条
11	在宅就業支援団体が事業所の所在地等を変更する際の事前届出	障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の3第10項
12	在宅就業支援団体が業務規程を変更する際の事前届出	障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の3第11項
13	在宅就業支援団体が業務の全部又は一部を休止・廃止する際の事前届出	障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の3第13項
14	在宅就業支援団体の財産目録、貸借対照表等の作成	障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の3第14項
15	在宅就業支援団体の在宅就業障害者に係る業務の報告	障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の3第21項、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第36条の13第1項
16	事業主の障害者職業生活相談員の配置	障害者の雇用の促進等に関する法律第79条第1項、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第40条
17	被保険者となったことの届出	雇用保険法第7条、雇用保険法施行規則第6条
18	被保険者でなくなったことの届出	雇用保険法第7条、雇用保険法施行規則第7条
19	雇用継続交流採用職員に関する届出	雇用保険法第7条、雇用保険法施行規則第12条の2
20	被保険者の転勤の届出	雇用保険法第7条、雇用保険法施行規則第13条第1項
21	被保険者の育児休業又は介護休業開始時の賃金の届出	雇用保険法第7条、雇用保険法施行規則第14条の2
22	被保険者の育児又は介護のための休業又は勤務時間短縮の開始時の賃金の届出	雇用保険法第7条、雇用保険法施行規則第14条の4
23	事業所の設置等の届出	雇用保険法第7条、雇用保険法施行規則第141条及び142条
24	高齢者雇用状況の提出	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第52条、高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第33条
25	シルバー人材センターの事業報告書及び収支決算書の提出	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項、高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第25条第3項

職派需発 0506 第 1 号
平成 28 年 5 月 6 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省
職業安定局派遣・有期労働対策部
需給調整事業課長
(公 印 省 略)

平成 28 年熊本地震による災害についての特定非常災害及び
これに対し適用すべき措置の指定に関する政令等の取扱いについて

標記については、「平成 28 年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等について」(職発 0506 第 6 号。平成 28 年 5 月 6 日付け厚生労働省職業安定局長通達)において、職業安定行政に関する留意点等を示したところであるが、下記のとおり、労働力需給調整事業関係に係るその具体的な取扱いを示すので、事務取扱いに遺憾なきよう、お願いしたい。

なお、事務取扱いに当たっては、「職業安定法」(昭和 22 年法律第 141 号)、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。)のほか、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」(平成 8 年法律第 85 号。以下「法」という。)、平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」(平成 28 年政令第 213 号。以下「令」という。)、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成二十八年九月三十日とする措置を指定する件」(平成 28 年厚生労働省告示第 221 号。以下「指定告示」という。)を参照されたい。

判断に疑義がある場合は、適宜、本省に相談されたい。

記

- 第 1 行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置 (法第 3 条)
 - 1 指定告示による満了日の延長 (法第 3 条第 1 項・第 2 項)
 - (1) 指定告示の対象範囲

令第2条により、平成28年熊本地震による災害に対し、法第3条の行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置を適用することとされ、指定告示により、次のとおり、労働力需給調整事業に係る当該措置の対象となる特定権利利益及び対象者が指定された。

当該措置による延長後の満了日は、平成28年9月30日である。

対象となる特定権利利益	対象者
職業安定法第30条第1項の規定に基づく有料の職業紹介事業の許可	特定被災区域（※1）内に有料の職業紹介事業を行う主たる事務所を有する者 （平成28年5月14日から同年9月29日までの間に許可の有効期間が満了する者に限る。）
職業安定法第33条第1項の規定に基づく無料の職業紹介事業の許可	特定被災区域（※1）内に無料の職業紹介事業を行う主たる事務所を有する者 （平成28年5月14日から同年9月29日までの間に許可の有効期間が満了する者に限る。）
労働者派遣法第5条第1項の規定に基づく労働者派遣事業の許可	特定被災区域（※1）内に労働者派遣事業を行う主たる事務所を有する者（平成28年7月15日から同年9月29日までの間に許可の有効期間が満了する者（※2）に限る。）

（※1）特定被災区域とは、平成28年熊本地震に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（熊本県、全市町村）である。更新されうるため内閣府防災情報のページ

（http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html）を参照すること。

（※2）労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号）附則第3条第1項の規定により労働者派遣法第5条第1項の許可を受けたものとみなされる者が該当する。

（2）許可の有効期間の延長の取扱い

① 平成28年5月14日から同年9月29日までの間に有効期間が満了する有料又は無料の職業紹介事業の許可並びに平成28年7月15日から同年9月29日までの間に有効期間が満了する労働者派遣事業の許可については、特定被災区域内に職業紹介事業又は労働者派遣事業を行う主たる事務所を有する者であれば、当該許可の有効期間が平成28年9月30日まで延長される。

この間、新たな許可証は発行するものではなく、現在の許可証のもとで事業主は引き続き事業を行うことができる。平成28年10月1日以後、事業を継続する場合、同日付の許可更新が必要となる。

② 対象となる事業主については、次回の許可更新は、平成28年10月1日となるた

め、有料又は無料の職業紹介事業については、30日前の平成28年8月31日までに許可更新の申請を行い、労働者派遣事業については、3か月前の平成28年6月30日までに許可更新の申請を行うものとする。

有料又は無料の職業紹介事業の許可については平成28年5月14日以降、労働者派遣事業の許可については平成28年7月15日以降に許可の有効期限を迎える事業主が、既に許可更新の申請を行っている場合については、平成28年9月30日まで現在の許可が継続することになるため、延長された有効期間の満了後の許可更新の手続きについては、既に提出された申請書を用いて行うものとし、再度の申請書の提出を求めないこととする。

その他、その判断に疑義がある場合は、適宜、本省に相談されたい。

(3) 有効期間の満了日の要件により指定告示の対象とならないものの取扱い

平成28年5月13日以前に有効期間が満了する有料又は無料の職業紹介事業の許可並びに平成28年7月14日以前に有効期間が満了する労働者派遣事業の許可については、告示の対象とせず、有効期間の延長は行わない。これは、有効期間の満了後も事業を継続するためには、更新を希望する30日前又は3か月前である平成28年4月13日より前に許可更新の手続きを行うべきこととなっており、許可更新の意思がある場合は特定非常災害発生日より前に許可更新の手続きが既に行われたことが想定されるためである。

したがって、このとき、既に許可更新の申請を行っている場合については、通常どおり、許可更新の手続きを行う。

2 個別の満了日の延長（法第3条第3項）

(1) 法第3条第3項により、指定告示により指定された特定権利利益及び対象者以外であっても、特定非常災害の被害者から、平成28年5月14日から同年9月29日までの間に許可の有効期間が満了する有料又は無料の職業紹介事業の許可及び平成28年7月15日から同年9月29日までの間に許可の有効期間が満了する労働者派遣事業の許可について、その延長を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出が平成28年9月29日までにあったものについては、平成28年9月30日までの期日を指定して個別にその満了日を延長することができる。

(2) 個別の満了日の延長の措置については、本省において、個別の事情を勘案して、許可証を発行する。このため、各労働局においては、特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面による満了日の延長の申出があった場合、当該書面を本省に送付されたい。

個別の事情の勘案に当たっては、主たる事務所は特定被災区域内にないものの、特定被災区域内の事務所の情報が許可の更新申請に必要なため期限内に申請書類が間に合わない場合や、既に申請書類を提出すべき事業者であることから申請書を提出しているものの、申請書の修正等を行っている場合で、被災により有効期限内の修

正等が行えない場合については、許可を延長するものとする。

書面の作成に当たっては、被害者に特段の手間をかけることのないよう、保有する権利利益、特定非常災害の被害者である旨等必要な事項が簡潔に記載されていれば、様式は問わないものとされているため、各労働局においては、許可証の発行に必要な最低限の事項（事業所の許可番号、事業所の名称・場所、被害の具体的な状況）が分かる書面を提出すれば十分である旨を、申出者に伝達されたい。

第2 期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置（法第4条）

- (1) 令第2条により、平成28年熊本地震による災害に対し、法第4条に規定する期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置を適用することとされ、当該免責に係る期限は、平成28年7月29日とされた。

このため、平成28年4月14日から同年7月28日までの間に提出期限を迎える報告（具体的には、平成27年度の職業紹介事業報告、労働者募集報告、若しくは労働者供給事業報告、平成28年5月31日以前に終了する事業年度に関する労働者派遣事業報告又は平成28年1月14日から同年4月28日までに終了する事業年度に関する関係派遣先派遣割合報告）について、平成28年熊本地震による災害に起因して提出することができない場合は、その提出が平成28年7月29日までとなる。なお、本来の提出期限内に提出された職業紹介事業報告、労働者募集報告、労働者供給事業報告、労働者派遣事業報告又は関係派遣先派遣割合報告については、受け取って差し支えない。

- (2) 平成28年熊本地震による災害に起因して提出することができないか否かの判断においては、職業紹介事業、労働者募集、労働者供給事業又は労働者派遣事業を行う主たる事務所が特定被災区域にある場合のほか不履行に係る理由が合理的なものである場合は災害によるものと判断する。

具体的には、職業紹介事業、労働者募集、労働者供給事業又は労働者派遣事業を行う主たる事務所が特定被災区域にある事業主については、他事業所を含めて当該事業主全体の事業報告の提出を猶予するが、主たる事務所は特定被災区域に置かれていないが、一部の事務所が特定被災区域に置かれている事業主について、特定被災区域にある事業所分の提出のみを猶予することを認めるほか、資料の保管が特定被災区域でなされていた場合など個々の事情に応じた弾力的な取扱いを行うこととする。

職 発 0506 第 1 号
平成 28 年 5 月 6 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成二十八年九月三十日とする措置を指定する件」の制定等について

平成 28 年熊本地震による被害に対する障害者雇用調整金、在宅就業障害者特例調整金、報奨金及び在宅就業障害者特例報奨金（以下「調整金等」という。）関係の対策については、本日、別紙 1 のとおり、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成二十八年九月三十日とする措置を指定する件」（平成 28 年厚生労働省告示第 221 号）が公布され、同日より施行されることとなった。

その内容は下記 1 のとおりであるので、下記 2 及び 3 の内容と併せて御了知の上、貴機構の職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

記

1 申請期限の延長

(1) 申請期限の延長の対象となる調整金等

申請期限の延長の対象となる調整金等は、熊本県全域（以下「指定地域」という。）に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもので、平成 28 年 4 月 14 日から 9 月 29 日までの間に申請期限が到来するものであること。（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 2 項）

(2) 延長後の申請期限

指定地域に係る延長後の申請期限は、平成 28 年 9 月 30 日であること。(法第 3 条第 1 項、第 2 項及び平成 28 年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成 28 年政令第 213 号)第 3 条)

2 個別の申請による申請期限の延長

法第 3 条第 3 項の規定により、指定地域外に主たる事務所の所在地を有する事業主であっても、平成 28 年熊本地震の被害を受けた事業主(以下「被害事業主」という。)から、平成 28 年 4 月 14 日から 9 月 29 日までの間に申請期限が到来する調整金等の申請について、その延長を必要とする理由を記載した書面により申請期限の延長の申出が 9 月 29 日までにあったものについては、9 月 30 日までの期日を指定して個別に当該調整金等の申請期限を延長することができる(法第 3 条第 3 項)。

なお、書面の作成に当たっては、被害事業主に特段の手間をかけることのないよう、延長を求める申請の内容、特定非常災害の被害者である旨等必要な事項が簡潔に記載されていれば、事足りるものとして、貴機構においては、各被害事業主に過大な負担を課さないよう留意すること。

3 相談等に係る対応

被災に伴い、調整金等に関する相談で来所された方に対しては、被害の状況、被害を受けた事業主の事情、心情等に十分配慮し、申請期限の延長が可能であること等を丁寧に説明した上で、適切な対応をするように留意すること。また、別紙 2 の「お知らせ」をホームページに掲載する、窓口で提示・配付するなどにより事業主への周知を図ること。

(別紙1は、職発0506第6号参照)

事業主の皆様へ

障害者雇用調整金等の申請期限の延長についてのお知らせ

平成28年熊本地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い地域の復興をお祈りいたします。

1 障害者雇用調整金等の申請期限の延長について

平成28年熊本地震による被害の甚大さに鑑み、次の①及び②に該当する障害者雇用調整金、在宅就業障害者特例調整金、報奨金及び在宅障害者特例報奨金については、その申請期限が延長されることとなりました。

① 熊本県内に主たる事務所の所在地を有する事業主が申請するもの

② 平成28年4月14日以降に申請期限が到来するもの

2 延長後の障害者雇用調整金等の申請期限について

平成28年9月30日

※ 1、2のほか、①に掲げる地域外に主たる事務所が所在する事業主であって、熊本地震により被害を受けた者である場合には、延長を必要とする理由を記載した書面により、期限の申出を行ったものについても延長することができます。

平成28年5月 日

【お問い合わせ先】

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構

TEL. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

平成28年熊本地震の影響を受けた 職業紹介事業者、労働者派遣事業者の方へ

～ 事業許可の有効期間延長、および事業報告などの提出期限猶予のご案内 ～

1 有料または無料の職業紹介事業、労働者派遣事業の
許可の有効期間を平成28年9月30日まで延長します。

対象となる事業者

以下の①②いずれにも当てはまる事業者が、有効期間延長の対象となります。

① 特定被災区域^(※)に主たる事務所を有する事業者

(※) 特定被災区域とは、災害救助法が適用された市町村の区域をいいます。
現時点では、**熊本県内全市町村**に適用されています。熊本県のホームページ、内閣府
ホームページで確認できますが、追加される場合もありますので、最新の情報をご確認
ください。

内閣府防災情報のトップページ (<http://www.bousai.go.jp/>) から

> 防災対策・制度 > 災害救助法

> 災害救助法の適用状況 > 「熊本県熊本地方の地震に係る災害救助法の適用について【第1報】」

② 平成28年5月14日から9月29日までの間に、
有料または無料職業紹介事業の許可の有効期間が満了する事業者

または

平成28年7月15日から9月29日までの間に、
労働者派遣事業の許可の有効期間が満了する事業者

**特別な手続は不要です。お持ちの許可証のまま、
平成28年9月30日まで、事業を続けることができます。**

* 上記に当てはまらない事業者でも、許可の有効期間が延長される場合があります。裏面をご覧ください。

**有効期間が延長された事業者が平成28年10月1日以後、
事業を継続する場合の許可の更新について**

- 有料または無料の職業紹介事業の許可の更新を希望する場合は
平成28年8月31日までに、
- 労働者派遣事業の許可の更新を希望する場合は **平成28年6月30日までに、**
申請書などの書類をご提出ください。

【条件に当てはまらない事業主の方へ】

表面の「対象となる事業主」の条件に当てはまらない場合でも、地震で影響を受けた事業主が、理由を記した書面により延長を申し出た場合、個別に有効期間が延長されますので、都道府県労働局にご相談ください。

2 職業紹介事業報告・労働者派遣事業報告などの提出期限を、平成28年7月29日まで猶予します。

平成28年4月14日から7月28日までの間に、法令上履行すべき義務について、平成28年熊本地震の影響により期間内に履行できなかったとしても、平成28年7月29日までに履行した場合は、法令違反にはなりません。

提出期限が猶予される具体的な例

【職業紹介事業報告】

平成27年度の事業報告

→→→ 本来の提出期限：平成28年4月30日

【労働者派遣事業報告】

平成28年5月31日までに終了する事業年度に関する事業報告

→→→ 本来の提出期限：平成28年6月30日

【関係派遣先派遣割合報告】

平成28年1月14日から同年4月28日までに終了する事業年度に関する関係派遣先派遣割合報告

→→→ 本来の提出期限：平成28年4月14日から同年7月28日



いずれも、平成28年7月29日(金)までに報告書を提出すれば、法令違反にはなりません。

※なお、事業主の住所が特定被災区域にある場合は、その全事業所についての事業報告書などの提出期限を猶予し、事業主の住所が特定被災区域以外にある場合は、特定被災区域内にある事業所分のみの提出期限を猶予します。

詳細は、厚生労働省職業安定局・各都道府県労働局におたずねください。最新情報については、厚生労働省のホームページに随時掲載いたします。

〈平成28年熊本地震関連情報〉

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431.html>